

地域生活支援拠点のサービス提供事業所として登録しませんか

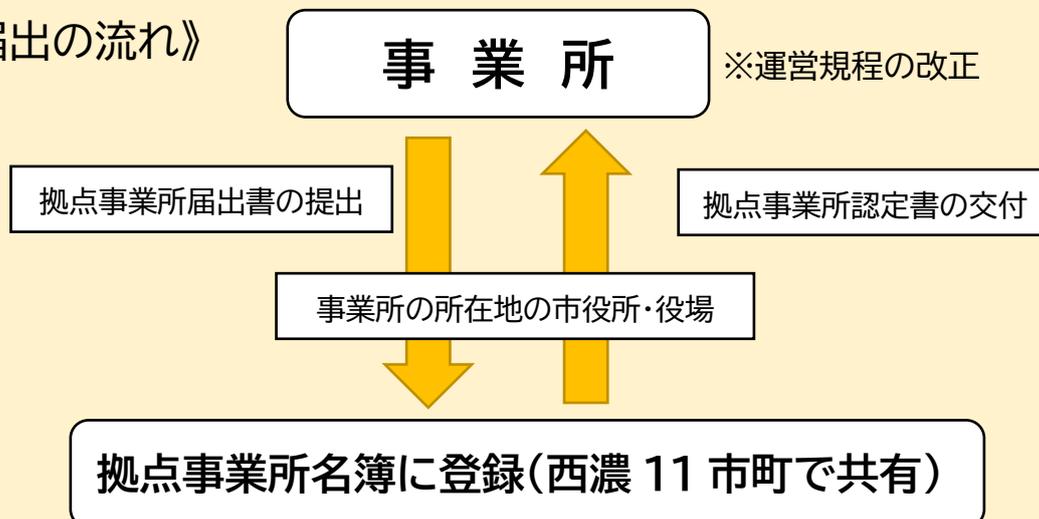
## 西濃圏域地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるための機能(①相談、②緊急時の受入、対応、③体験の機会、場の提供、④専門的人材の確保、養成、⑤地域の体制づくり)を身近な地域において提供し、障がい児者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことが出来るように支援するための拠点を西濃圏域 11 市町共同で整備するものです。

### <西濃圏域地域生活支援拠点 5つの機能>

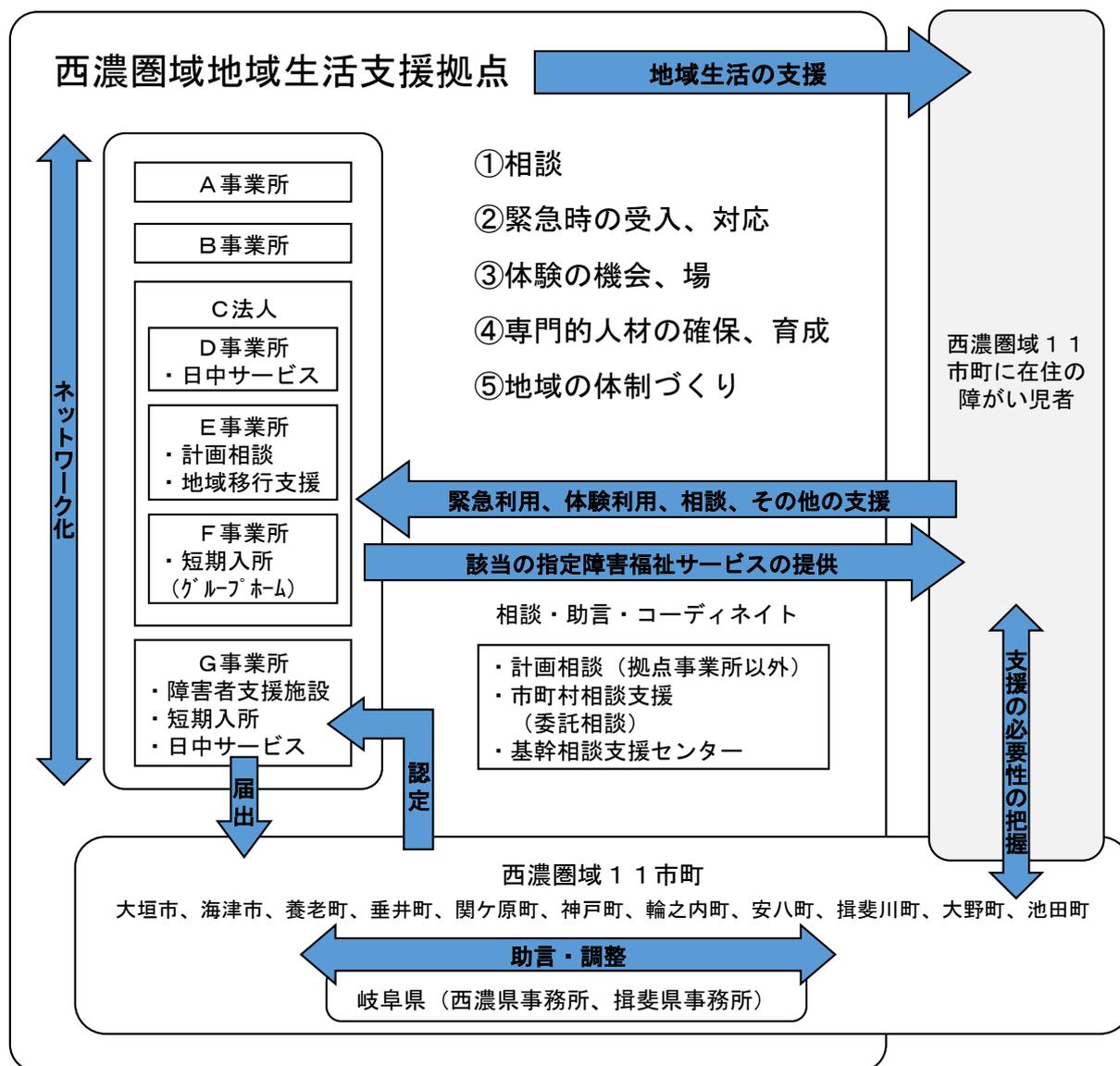


### 《届出の流れ》



地域生活支援拠点事業所として登録すると、所定の加算を算定することができます。

## 西濃圏地域生活支援拠点の概要



### 事業所登録の手続き・お問い合わせ先

相談窓口	電話番号
大垣市役所 障がい福祉課	0584-47-7298
海津市役所 社会福祉課	0584-53-1139
養老町役場 健康福祉課	0584-32-1105
垂井町役場 健康福祉課	0584-22-7520
関ヶ原町役場 住民課	0584-43-1113
神戸町役場 健康福祉課	0584-27-0175
輪之内町役場 福祉介護課	0584-69-3128
安八町役場 福祉課	0584-64-7104
揖斐川町役場 健康福祉課	0585-22-2790
大野町役場 福祉課	0585-35-5369
池田町役場 健康福祉課	0585-45-0734

※事業所の所在地の窓口へご相談ください。